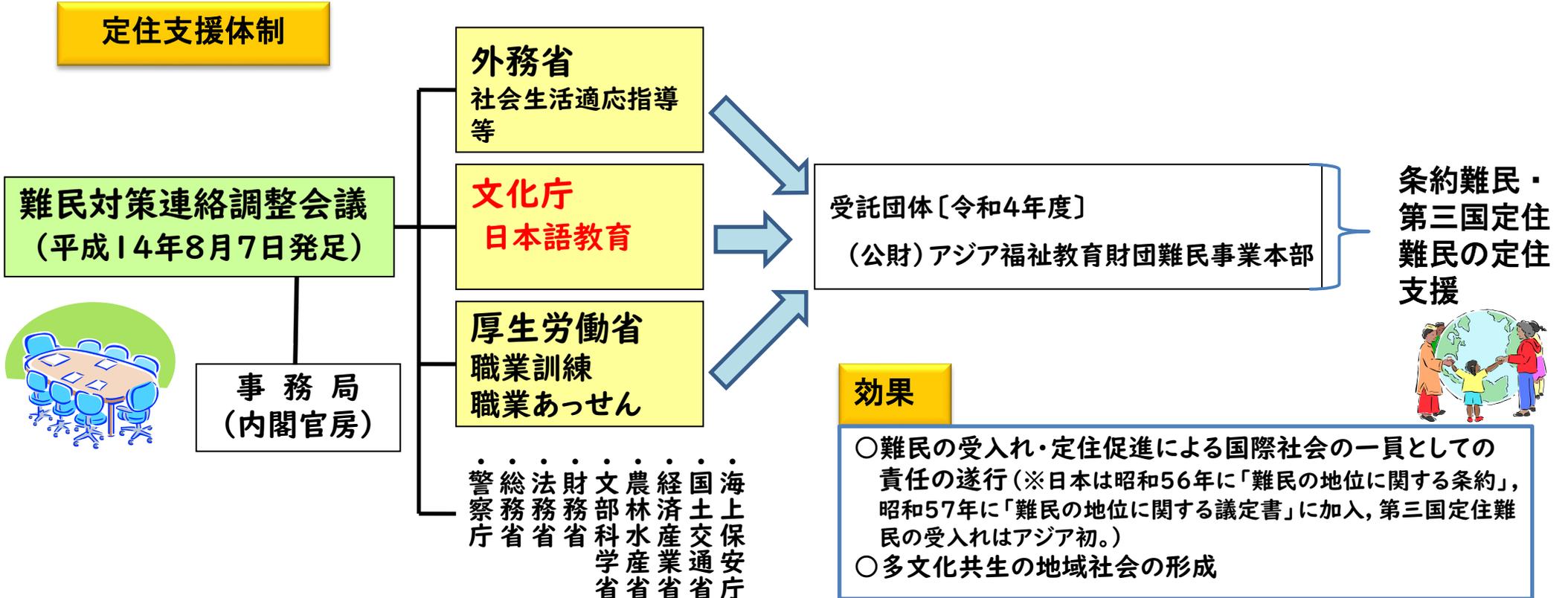


政府の難民に対する定住支援体制

定住支援体制



| | |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>条約難民</p> | <p>「難民の地位に関する条約」(昭和56年条約第21号)に定義された難民の要件(※)に該当し, 「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)によって認定された者。</p> <p>(※)人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの。</p> |
| <p>第三国定住難民</p> | <p>難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を, 当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させることを第三国定住による難民の受入れと言い, これにより受入れる者。自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。</p> <p>(他に, 米国, オーストラリア, カナダ, スウェーデン, ノルウェー等が受入れを行っている。)</p> |

条約難民及び第三国定住難民に対する日本語教育

令和4年度予算額
(前年度予算額)

55百万円
55百万円)



背景・課題

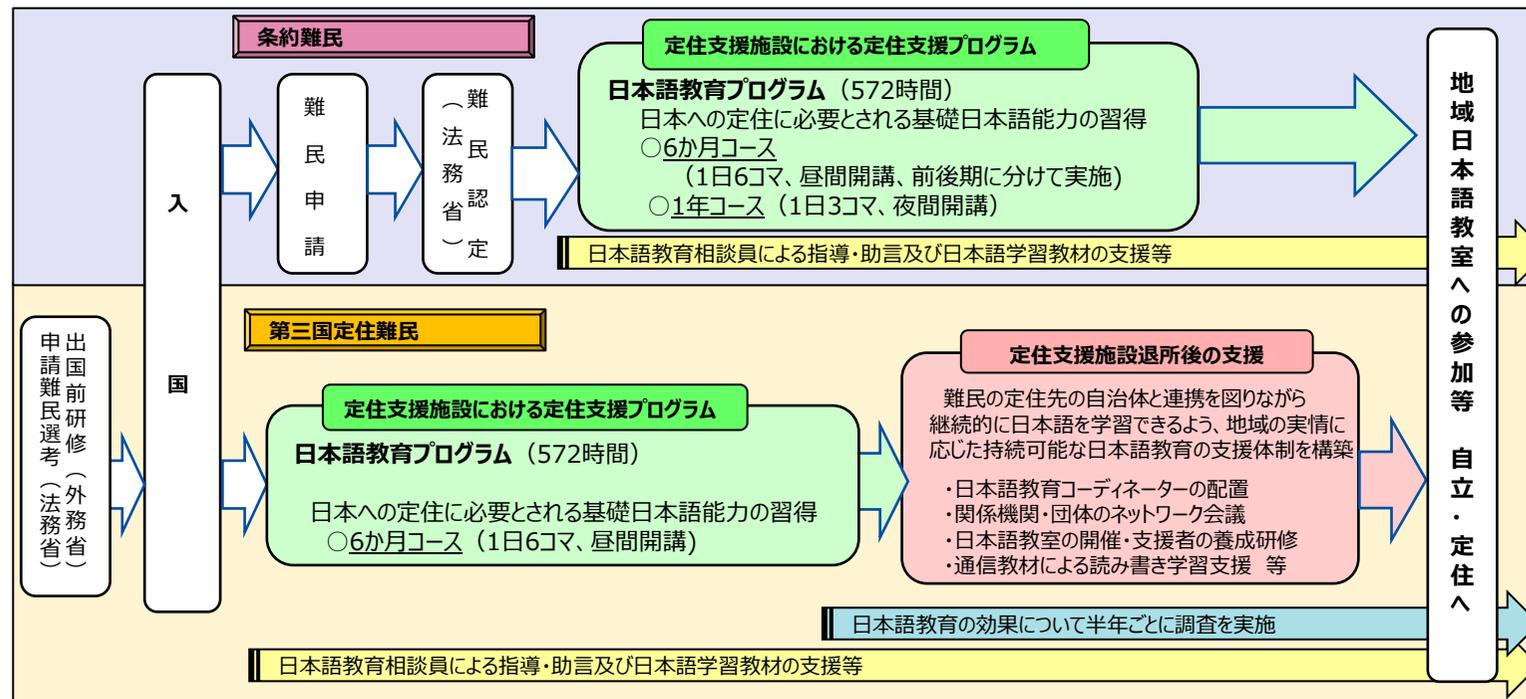
条約難民（※1）については、「難民対策について（平成14年8月7日付閣議了解）」及び「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」（同年月日難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を実施。

第三国定住難民（※2）については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民の受入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施。平成25年度からは定住支援施設退所後の支援を開始。また、令和2年度以降から、対象・人数を拡充し、アジア地域から年2回60名の受入れを行うこととなった。（「第三国定住による難民の受入れの実施について（令和元年6月28日付閣議了解）」及び「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について（同年月日難民対策連絡調整会議決定一部改正）」

（※1）**条約難民**・・・「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」によって認定された者。

（※2）**第三国定住難民**・・・難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させることを第三国定住による難民の受入れと言い、これにより受け入れる者。

事業内容



アウトプット（活動目標）

・必要とされる難民への日本語教育支援

アウトカム（成果目標）

・難民の自立・定住の促進

インパクト（国民・社会への影響）

・外国人共生社会の実現に寄与

目的

初めて日本語を学ぶ避難民の方々に対し、当面、①一時滞在施設において日本語教室、②地方自治体における日本語教育支援（地域日本語教室等）、③オンライン日本語教材の作成・公開を実施。また、地方自治体が日本語教育の支援を提供することが困難な避難民に対しては、④セーフティーネットとしての日本語教育支援も含めた総合的な支援を行う。

事業

(1) 一時滞在施設における日本語教室(入管庁予備費)

- 1日4時間×週5日×2週間 / 対面指導
- 1クラス定員10名程度 / 隔週開講
- 授業時間はひとまず、一時滞在施設での想定滞在期間を考慮すると、40時間程度を想定
※マッチングが決まれば、想定する授業時間数にかかわらず、随時、受入れ地方自治体又は下記(4)による日本語教育に引き継ぐ。**日本語教室は上限150時間(A1レベル)**。



(2) 地方自治体における日本語教室(文化庁補助事業)

「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」(補助事業1/2)

ウクライナからの避難民を受け入れた都道府県・政令指定都市の事業において

- 避難民等の受入れ・日本語教育に係る研修経費
- 日本語教師、日本語学習支援者の派遣旅費と謝金
- ICTを活用した日本語教育
- 日本語教育の提供に係る通訳・翻訳の支援等 などを補助

(3) オンライン日本語教材の作成・公開(文化庁委託費)

- 「つながるひろがるにほんごでのくらし」ウクライナ語版作成
- 「地域日本語教室」や自学自習に活用



(4) 自治体による日本語教育支援の提供が困難な場合の対応(入管庁予備費)

ウクライナからの避難民を受け入れた地方自治体において、地域において日本語教育の機会を提供することが困難であり、地方自治体から依頼があった場合、セーフティーネットとして難民等受け入れ実績のある民間団体との連携による**ICTを活用した日本語教育支援(上限150時間(A1レベル))**

※その他、日本語教育機関が実施する**「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」とのマッチング(文化庁委託費)**③